

診療所開設許可事項中一部変更届出書の記載要領

| | | | |
|------|--|----|---|
| 事案 | 厚生労働省令で定める開設許可事項を変更した場合 | | |
| 根拠法令 | 医療法施行令第4条第1項及び同法施行規則第1条の14第4項 | | |
| 提出期限 | 変更後10日以内（変更日から起算） | 様式 | 9 |
| 添付書類 | 1. 定款、寄附行為又は条例の変更 新・旧の定款、寄附行為、条例等 2. 病床数減による病室定員の変更 新・旧の建物平面図 | | |
| 提出部数 | 1部 | | |
| 手数料 | なし | | |

様式の記入要領

| | |
|-------------|---|
| 「開設者」欄 | 1. 法人の場合は、法人の名称及び代表者の職・氏名を記載する。 2. 「印」は、法務局へ届け出た法人印を使用する。 |
| 1 開設者の住所・氏名 | 1. 住所は、法人の場合は、定款上の主たる事務所の所在地を記載する。 医師個人の場合は、開設者医師個人の住所地（住民票のある住所地。）を記載する。 2. 氏名は、法人の場合は、法人の名称及び代表者職・氏名を記載する。 医師個人の場合は、開設者医師個人の氏名を記載する。 |
| 2 診療所の名称 | 開設許可又は変更届されている名称を記載する。 |
| 3 開設の場所 | 1. 住居表示法が実施されている地域は、これによる。 「〇丁〇番〇号」、「〇番〇号」と省略せずに記載する。 2. 住居表示法が未実施の場合、地番で記載する。 3. ビル内での開設の場合は、ビルの名称と階数まで記載する。 「〇×ビル〇階」 |
| 4 診療科目 | 1. 医療法第6条の6及び同法施行令第3条の2に規定されている診療科名を記載する。 （参考）「広告可能な診療科名の改正について」 （H20.3.31 医政発第0331042号厚生労働省医政局長通知） 2. 麻酔科を標榜する場合は、標榜許可証の原本及び写を添付する。 |
| 5 変更事項 | 該当する変更事項欄の□にレを記載する。 |
| 6 変更理由 | 変更理由を詳細に記載する。 |
| 7 変更年月日 | 変更した日を記載する。 |

診療所開設許可事項中一部変更届出書の記載要領

| 様式の記入要領 | |
|--------------|---|
| ①開設者の住所・氏名 | <p>1. 住所は、法人の場合は、定款上の主たる事務所の所在地を記載する。医師個人の場合は、開設者医師個人の住所地（住民票のある住所地。）を記載する。</p> <p>2. 氏名は、法人の場合は、法人の名称及び代表者職・氏名を記載する。医師個人の場合は、開設者医師個人の氏名を記載する。</p> <p>※開設者の交代については、廃止・開設手続きが必要。</p> |
| ②名称 | <p>医療法に違反する名称でないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として、開設者の姓を冠し、次の範囲内の名称であること。 (a)診療所、(b)クリニック、(c)医院、(d)診療科目 ・原則として、地名を使用しないこと。 ・その他、医療広告ガイドラインに反するものや、患者の誘引を図り、虚偽誇大な宣伝となるような名称や一般に普及していない言葉、意味が不明瞭な外国語・合成語は認められません。 |
| ③診療科目 | <p>1. 医療法第6条の6及び同法施行令第3条の2に規定されている診療科名を記載する。 (参考)「広告可能な診療科名の改正について」 (H20.3.31 医政発第0331042号厚生労働省医政局長通知)</p> <p>2. 麻酔科を標榜する場合は、標榜許可証の原本及び写を添付する。</p> |
| ④病床数減による病室定員 | <p>1. 用途変更により病室から他施設へ変更した場合についてもその病床増減を記載する。 (病室名)</p> <p>2. それぞれの病室名を記載する。また平面図と同一の室名を記載し、様式と一致させる。 (病床数)</p> <p>3. 1病室あたりの病床数を記載する。</p> <p>4. 療養病床は1室あたり4床以下とすること。</p> <p>※医療法施行規則附則第4条に経過措置あり。 (平成13年1月31日厚生労働省令第8号) (床面積)</p> <p>5. 建築基準法による床面積（壁芯）を記載する。 (有効内法床面積)</p> <p>6. 内法による測定で、患者1人を入院させるものにあつては、6. 3㎡以上、患者2人以上を入院させるものにあつては患者1人につき、4. 3㎡以上とすること。（療養病床にあつては、患者1人につき6. 4㎡以上とすること。）</p> <p>※療養病床については医療法施行規則附則第7条に経過措置あり。 (平成13年1月31日厚生労働省令第8号)</p> <p>7. 有効内法床面積の算定にあつては、備付けの整理ダンス、洋服ダンス、浴室、物置、洗面所等、容易に移動できないものについては、病室の床面積から除外する。 (1床あたりの有効内法床面積)</p> <p>8. 患者1人あたりの有効内法床面積を記載する。</p> |

診療所開設許可事項中一部変更届出書の記載要領

| 様式の記入要領 | |
|--------------|--|
| ④病床数減による病室定員 | <p>(採光面積)</p> <p>9. 建築基準法によって、病室の床面積の7分の1以上が必要。</p> <p>(外気開放面積)</p> <p>10. 建築基準法によって、病室の床面積の20分の1以上が必要。 ただし、建築基準法に定める技術的基準にしたがって換気設備を設けている場合はこの限りではない。</p> |
| 添付書類の記載要領 | |
| 建物平面図 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 診療所部分が明確に分かるよう、赤エンピツで囲む。 2. 寸法、面積及び各室名を記載する。 3. 診療所面積を記載する。 4. 診療所が2階以上にわたる場合、各階の平面図を添付する。 |
| 定款、寄附行為、条例等 | 法人代表者の原本証明が必要。 |